

# 平成19年12月記者懇談会

日時 平成19年12月26日(水)

午前10時30分

場所 政策会議室

## 1 市長あいさつ

## 2 市政記者クラブからの質問事項

(幹事社 東愛知)

(1) 今年の10大ニュースについて

(東愛知)

(2) 新年に取り組む重点施策・課題を分野ごとに説明してください

(東愛知)

## 3 市からの発表事項

(1) 広報「ほのか」市民編集委員について

(じょうほう課)

(2) 障害者基本計画(案)について

(福祉課)

## 4 市からの資料提供

新城市及び南信州広域連合消防相互応援協定の締結について

(消防本部総務課)

## 5 行事予定表

## 新城市の10大ニュース

1位	第1回市総合計画審議会スタート 総合計画策定のための住民アンケート実施(6月) 住民5,000人、中学3年生対象	2月28日
2位	ケーブルテレビ事業スタート 説明会(4月10日～24日)49会場3,503人 ティーズ事務所開設・申し込み受付開始(6月15日～)	4月1日
3位	センバツ 常葉学園菊川高校 優勝 新城出身田中選手、久保田選手	4月3日
4位	広報3月号発行 市民編集委員スタート	2月16日
5位	総合内科設置 自治医大出身4人採用 市民病院に最新医療機器導入 64列マルチスライスCT ホルミウムレーザーシステム	4月1日 9月28日
6位	八名小学校屋内運動場竣工式 作手保育園開園 鳳来中学校屋内運動場起工式	3月6日 4月1日 6月27日
7位	新防災行政無線運用開始	9月28日
8位	行政運営検討委員会設立(奥三河首長)	8月22日
9位	HPで20年度予算要求状況公表	12月1日
10位	新城ラリー2007(～11日)全日本昇格	11月9日

## 新 城 市

合併後三年目を迎え、新たな時代への創意工夫、進取の政策構築など更なる挑戦は続きます。

今春には、予測される大地震への備えを果たす消防防災センターが完成いたします。

大きな議論を呼んだ「地域情報基盤整備」では、地域の情報通信環境を一変させ、情報格差を是正するだけでなく新たな地域振興やサービス提供の機会を生み、いつでも、どこでも、誰でも、超高速情報通信サービス提供の利便を享受できる社会へ導いてくれるものであり、市内全体が一つのネットワークでつながり市民協働のまちづくりを大きく進めてくれるものと確信しております。

さらに、策定中であります新市最初の総合計画では、「公共」のあり方そのものを見直し、市民や地域組織、企業などが、これまでの活動に加え「新たな公共」の担い手として、行政との「協働」によるまちづくりを進めていくことと掲げております。

### 【平成20年度重点施策】

#### 1 地域情報化の推進

電子自治体の構築による市民サービスの向上をはじめ、CATV番組の作成・放送、行政情報の共有による市民協働と住民自治社会の実現、情報の双方向性を活用した地域産業の振興、防災対策、高齢化対策、定住促進、企業誘致など、諸課題の解消と地域力の増進を進めます。

#### 2 地域医療体制の確立

地域医療体制は、もはや地域中核病院に多くを頼ることで解決できない時代となっています。患者の疾病状況により初期治療、急性期治療、在宅治療など必要に応じた医療提供を、地域全体で支える地域医療体制の確立が求められています。

安心医療の提供に向け、地域医師会と市民病院、さらには近隣自治体等との連携を推進し、地域医療体制を確立します。

#### 3 地方自治の確立

総合計画を基に、市民自治社会の実現と、地域の潜在的な活力「地域力」を向上させる地域経営を進めます。「新たな公共」社会における「協働」を進めるため、地域と行政のパイプ役として、行政情報の提供と地域課題

の共有、課題解決に向けた多様な提案の把握に努めると共に、「地域計画」の策定を積極的に支援する制度として、市職員による「地域担当制度」を創設します。

#### **4 子育て支援の充実**

義務教育修了前のすべての子育て家庭を支援し、安心して子育てのできる基盤づくりのため、医療費助成制度を拡充して、子育て環境を充実します。

また、少子化が進み出生数も下降をたどる中、保育園の多くが定員割れをし、園児数が10人以下の園や、老朽化や耐震診断の結果など、保護者のニーズや年齢にあった保育が可能となるように、また保育効果や安全管理の面からも適正規模の再編・統合を進めます。

#### **5 新（第二）東名高速道路・三遠南信自動車道の建設促進**

新城市のみならず本地域全体の産業振興、地域住民の利便性の確保、山間部における定住条件の整備、都市部と本地域（山間部）の格差の是正など早期実現に向けて最大限の取り組みをいたします。

#### **6 広域連携の取り組み**

三遠南信地域の中央部に位置し、新（第二）東名高速道路や三遠南信自動車道のインターチェンジなど、交通・経済流通の要衝となりえる地政的な役割から、道州制の導入議論と並行して、中山間地域と都市部を結ぶ新たな広域行政への役割を担います。

また、設楽ダム建設事業や平成21年度から導入される「森と緑づくりのための新たな税制度」についても、東三河地域全体の最重要課題との認識に立ち、相互理解と協力関係を深めなければなりません。

#### **7 中心市街地の方向付け**

JR新城駅の交通結接点としての機能向上と周辺の住環境整備を行い、市の顔であり核となる中心市街地を再活性化するための方向を定めます。

# 報道機関発表資料

(新城市)

提出日	19 年 12 月 26 日	
担当課・室・グループ名	じょうほう課	
担当者職・氏名	課長	原田 哲夫
連絡先(電話)	0536	23-7623
連絡先(FAX)	0536	23-7296
連絡先(Eメール)	<a href="mailto:joho@city.shinshiro.lg.jp">joho@city.shinshiro.lg.jp</a>	

件名 広報「ほのか」市民編集委員について

内容 広報「ほのか」4月号から、市民編集委員に新しいメンバーが加わります。

## 1 目的

- ①市民参加型の広報紙づくりに向けて、市民が直接編集プロセスに参加することにより、行政が出したい情報と市民が知りたい情報を融合させること
- ②市民が編集することで、行政のしくみが理解されやすくなること
- ③効率的で効果的な広報紙づくりをするため、読む人の立場で考え、読みやすく分かりやすい編集をすることを目的に、市民を編集に加えて新しい広報のあり方を考えていくこと

## 2 構成

### 【新委員】

横山 良哲(長篠) 医王寺住職  
田村 太一(栄町) 会社役員  
門林 直人(副川) 会社役員

### 【継続委員】

青山 芳子(入船)  
夏目 みゆき(杉山)  
加藤 公子(鴨ヶ谷)  
加藤 弘依(湯谷)

※敬称略

## 3 次回の活動内容

1月16日(水) 午前10時 市役所本庁舎 政策会議室  
広報編集打ち合わせ(4月号)

## 4 その他

広報「ほのか」3月号(2月15日発行)で新委員を紹介

# 報道機関発表資料

(新城市)

提出日	19	年	12	月	26	日
担当課・室・グループ名	福祉健康部 福祉課 福祉グループ					
担当者職・氏名	課長	村川賢一				
連絡先(電話)	0536	23-7624				
連絡先(FAX)	0536	23-2002				
連絡先(Eメール)	<a href="mailto:fukushi@city.shinshiro.lg.jp">fukushi@city.shinshiro.lg.jp</a>					

件名

新城市障害者基本計画(案)について

内容

障害者基本計画は、障害者基本法に基き策定しなければならない障害のある方の生活全般に亘る施策の総合的な体系になる計画です。旧3市町村の各計画の異なる内容・事業を見直し、また均衡を図るために平成20年度を始期とする「新城市障害者基本計画」を策定することとしています。

障害のある方の日頃の生活状況や希望、様々なサービスへの利用意向、障害者施策に対する意見などを把握するため既に行ったアンケート調査を基に検討を行い、1月上旬に開催する第3回目の計画策定委員会を経て、「新城市障害者基本計画(案)」についてのパブリックコメントを1月21日から2月20日まで1か月間行う中で、市民の皆さんからご意見を募集します。

# 新城市障害者基本計画

素案

平成19年12月

新城市

# 目次

第1章 はじめに	1
1. 計画策定の趣旨	2
(1) 本市の障害者施策の取組	2
(2) 計画策定の目的と位置づけ	3
(3) 計画の期間	3
(4) 計画の対象者	4
(5) 調査の実施	4
2. 計画の背景	6
(1) 国の取組	6
(2) 県の取組	8
第2章 障害者等の現状	9
1. 障害のある人をめぐる本市のすがた	10
(1) 本市の概況	10
(2) 人口と世帯の推移	10
(3) 産業構造	11
2. 障害のある人の動向	12
(1) 身体障害者	12
(2) 知的障害者	13
(3) 精神障害者	14
3. 障害のある人の暮らしとニーズ	15
(1) 障害のある人・家族の不安や悩み	15
(2) 家族介護者の状況	17
(3) 障害のある子どものニーズ	18
(4) 地域との関わり方	20
(5) 障害のある人にとっての本市の暮らしやすさの評価	22
(6) 障害のある人にとっての暮らしやすいまちづくりのニーズ	23
(7) 就労支援	24
(8) 住宅政策への要望	26
(9) 市民の意識と施策ニーズ	27
第3章 計画の考え方	29
1. 基本理念・基本的視点	30
2. 推進施策	31
3. 計画の体系	32

4. 重点的な施策	34
-----------	----

## 第4章 施策の展開 35

推進施策1. 啓発・広報	36
--------------	----

(1) 広報・交流活動の推進	36
----------------	----

(2) 福祉教育等の推進	38
--------------	----

(3) 地域福祉活動の促進	39
---------------	----

推進施策2. 生活支援	41
-------------	----

(1) 生活支援体制の充実	41
---------------	----

(2) 相談体制の充実・強化	43
----------------	----

(3) 権利擁護システムの充実	44
-----------------	----

推進施策3. 保健・医療	46
--------------	----

(1) 発生子防と早期発見	46
---------------	----

(2) 医療・リハビリテーションの充実	48
---------------------	----

推進施策4. 教育	50
-----------	----

(1) 就学前教育及び学校教育の充実	50
--------------------	----

(2) 社会教育の充実	54
-------------	----

推進施策5. 雇用・就業	55
--------------	----

(1) 障害者の雇用の場の拡大	55
-----------------	----

(2) 総合的な支援の推進	57
---------------	----

推進施策6. 生活環境	59
-------------	----

(1) 公共施設等の整備	59
--------------	----

(2) 住宅の整備	61
-----------	----

(3) 移動・交通対策の充実	62
----------------	----

(4) 情報・コミュニケーションの充実	63
---------------------	----

(5) 安全対策の推進	65
-------------	----

推進施策7. スポーツ・レクリエーション・文化活動	68
---------------------------	----

(1) スポーツ・レクリエーション活動の充実	68
------------------------	----

(2) 文化活動の充実	68
-------------	----

## 第5章 推進体制 71

1. 市民参加、当事者参加の推進・進行管理	72
-----------------------	----

2. 推進体制の充実	72
------------	----



## 新城市及び南信州広域連合消防相互応援協定（案）

消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条の規定に基づき、新城市（以下「甲」という。）と南信州広域連合（以下「乙」という。）は、消防の相互応援に関し、次のとおり協定する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲又は乙の消防本部が管轄する区域内において火災等の災害（法第1条に規定する災害をいう。以下「災害等」という。）が発生した場合に、甲と乙とが相互に協力し、災害等による被害を最小限度にとどめることを目的とする。

### （応援隊の派遣）

第2条 甲又は乙は、相手側から消防活動、救急活動又は救助活動（以下「消防活動等」という。）の応援要請があった場合は、業務に支障がない範囲において消防隊、救急隊又は救助隊（以下「応援隊」という。）の派遣を行うものとする。

2 甲又は乙は、相互の区域の境界付近で災害等の発生を覚知した場合又は相手側の区域内に緊急性が高いと判断できる災害等が発生した場合で応援の必要があると認めたときは、次条に規定する応援の要請があったものとみなし、応援隊を派遣することができる。

### （応援の要請）

第3条 甲又は乙は、前条に規定する応援隊の派遣を要請しようとするときは、次に掲げる事項を明らかにするものとする。この場合において、甲又は乙は、後日要請に係る事項を記載した文書を提出しなければならない。

- (1) 災害等の種別、発生場所及び被害状況
- (2) 応援を要する場所及び活動内容
- (3) 応援を要する人員及び機械器具等の数量
- (4) その他必要事項

### （応援隊の指揮）

第4条 第2条の規定により派遣された応援隊は、要請側の最高指揮者の指揮下に入るものとする。

### （報告）

第5条 前条に規定する応援隊の長は、現場到着、引揚げ及び消防活動等の状況を現場最高指揮者に報告しなければならない。

### （経費等の負担）

第6条 この協定に基づく経費等の負担については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 応援側が負担する経費等

- ア 応援出動した職員等の人件費
- イ 応援出動した職員等の公務災害補償に要した経費
- ウ 応援出動した際に破損した機械器具等の修理に要した経費
- エ 燃料、資機材、食料、宿泊等の経費
- オ アからエまでに掲げるもののほか、応援出動に要した経費

(2) 要請側が負担する経費等

- ア 要請側の指揮下における活動中に発生した第三者に対する消防法（昭和23年法律第186号）第29条第3項の規定による損失補償及び同法第36条の3第1項の規定による損害補償に要する経費（応援側の重大な過失により発生した場合は除く。）

- イ 応援が長期間にわたる場合等における燃料、食料、宿泊等に要する経費（協議）

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

（その他）

第8条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲及び乙の区域を管轄する消防本部の消防長が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成20年1月22日から効力を生じる。
- 2 この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上各1通を保管する。

平成20年1月22日

愛知県新城市字東入船6番地1

甲 新城市

新城市長 穂積亮次

長野県飯田市追手町2丁目678番地

乙 南信州広域連合

広域連合長 牧野光朗

1 消防現勢（平成19年4月1日現在）

	南信州広域連合	新城市
消防本部名	飯田広域消防本部	新城市消防本部
構成市町村数	15市町村 (飯田市及び下伊那郡)	4市町村 (新城市及び北設楽郡)
管内面積	1,929.19 km <sup>2</sup>	1,052.27 km <sup>2</sup>
管内人口	173,683人	65,637人
署所数	4消防署、6分署 (10署所)	1消防署、3分署 1出張所、2分遣所 1駐在所(8署所)
消防職員数	221人	120人
火災件数(18年中)	92件	19件
救急件数(18年中)	5,679件	2,134件
救助件数(18年中)	119件	71件

2 隣接地域

根羽村 売木村 阿南町 天龍村 ↔ 設楽町 豊根村

平成20年1月

## 新 城 市 長 日 程 予 定 表

新 城 市

作成現在日：平成19年12月20日

日	曜日	時 間	行 事	場 所		
1	火					
2	水					
3	木					
4	金	8 : 30	仕事始め式 (消防)	新城市	消防本部	訓練場
		9 : 30	仕事始め式 (本庁)	"	文化会館	小ホール
		10 : 00	議会新年交礼会	"	市役所東庁舎	議場
		10 : 30	仕事始め式 (鳳来総合支所)	"	鳳来開発センター	大会議室
		11 : 40	仕事始め式 (作手総合支所)	"	市役所作手総合庁舎	第1会議室
		13 : 30	部長会議	"	市役所本庁舎	政策会議室
5	土					
6	日					
7	月	18 : 00	新城・鳳来・作手商工会新春懇談会	新城市	新城観光ホテル	東館
8	火	12 : 00	地域農政懇談会	新城市	新城観光ホテル	本館
9	水	10 : 00	新城警察署感謝状贈呈式	新城市	富岡ふるさと会館	
		15 : 00	東三河5市長2郡町村会長を囲む新春懇談会	豊橋市	豊橋グランドホテル	
10	木	終日	市町村長特別セミナー	千葉市	市町村職員中央研修所	
11	金	終日	市町村長特別セミナー	千葉市	市町村職員中央研修所	
12	土	9 : 00	聞いて下さい私の話	新城市	文化会館	小ホール
		13 : 15	市民環境講座開講式	"	愛知新城大谷大学	大講義室
		16 : 30	新城青年会議所総会	"	文化会館	301講習室
13	日	9 : 00	出初式	新城市	桜淵いこいの広場	グラウンド
		13 : 30	成人式	"	文化会館	大ホール
14	月					
15	火	9 : 00	鳳来総合支所会議	新城市	市役所鳳来総合庁舎	第1会議室
		14 : 00	豊川市・音羽町・御津町合併記念式典	豊川市	豊川市文化会館	大ホール
		17 : 30	県・市新春懇談会	名古屋市	アイリス愛知	
16	水	9 : 00	市政経営会議	新城市	市役所本庁舎	市長室
		13 : 30	新城まちづくりネットとの懇談会	"	勤労青少年ホーム	集会室
17	木	9 : 00	新城市老人クラブ連合会グラウンドゴルフ大会	新城市	桜淵いこいの広場	グラウンド
18	金	9 : 00	予算査定	新城市	市役所本庁舎	政策会議室
19	土					
20	日	9 : 40	新城マラソン大会	新城市	新城総合公園	陸上競技場
21	月	9 : 00	部長会議	新城市	市役所本庁舎	政策会議室
		13 : 00	予算査定	"	"	"
22	火	9 : 00	予算査定	新城市	市役所本庁舎	政策会議室
		10 : 00	消防相互応援協定調印式	"	"	市長室
		18 : 00	東三河産学官交流サロン	豊橋市	豊橋グランドホテル	
23	水	9 : 00	予算査定	新城市	市役所本庁舎	政策会議室
24	木	9 : 00	予算査定	新城市	市役所本庁舎	政策会議室
		12 : 00	給食を食べる会	"	千郷中学校	
		14 : 00	東三河商工会議所正副会頭会議	豊橋市	ホテルアソシア豊橋	
25	金	9 : 00	予算査定	新城市	市役所本庁舎	政策会議室
26	土					
27	日	11 : 00	自衛隊協力会三河連合会総会	蒲郡市	三谷温泉「松風園」	
28	月	9 : 00	作手総合支所会議	新城市	市役所作手総合庁舎	第2会議室
		11 : 00	給食を食べる会	"	開成小学校	
		13 : 30	市政経営会議	"	市役所本庁舎	市長室
29	火	9 : 00	議員への定例報告会	新城市	市役所東庁舎	委員会室
		10 : 30	記者懇談会	"	市役所本庁舎	政策会議室
		16 : 00	奥三河ビジョンフォーラム新春懇談会	"	文化会館	大会議室
30	水	10 : 30	新城北設楽地域第二次救急医療対策協議会	新城市	新城保健センター	集団指導室
31	木		在庁	新城市	市役所本庁舎	